

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

第4条中「別表第2」の右に「(保健所に置く所長その他の職員の専決事項にあつては、別表第3)」を加える。

第5条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第6条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1第1類の款保健福祉局保健衛生推進室の項及び区役所保健部の項を次のように改める。

保健福祉局保健衛生推進室	京都市立病院, 衛生環境研究所, 保健所
--------------	----------------------

別表第1第2類の款環境政策局循環型社会推進部の項を次のように改める。

環境政策局環境企画部	環境共生センター
環境政策局循環型社会推進部	まち美化事務所, 生活環境美化センター

別表第1第2類の款産業観光局農林振興室の項中「農業指導所, 京北農林事務所」を「農業振興センター, 京北農林業振興センター」に改め, 同款保健福祉局保健福祉部の項中「醍醐和光寮」を「醍醐和光寮引継事務所」に改め, 同款保健福祉局保健衛生推進室の項中「京都市立京北病院,」を削り, 「家庭動物相談所」の右に「, 京都市

立京北病院」を加える。

別表第2 歴史資料館次長及び衛生公害研究所の課長の項及び課長，部長，産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長，発達障害者支援センター長，青葉寮長，児童療育センター所長，統括部長並びに総看護師長（衛生公害研究所の課長を除く。）の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

別表第2 児童福祉センター児童相談所相談課長の項中「よる」の右に「同法」を，「除く。」の右に「及び同法第50条第7号の3の費用」を加える。

別表第2 衛生公害研究所長の項から保健所支所長の項までを次のように改める。

衛生環境研究所長	(1) 軽易な集会，行事，催物その他これらに類するものの開催の決定に関すること。
----------	--

別表第4を別表第5とする。

別表第3 事業所の長（東京事務所長を除く。）の項の次に次の1項を加える。

環境共生センター所長	(1) 浄化槽法第5条第2項本文，第7条の2第2項，第12条第1項及び第12条の2第2項による勧告に関すること。 (2) 浄化槽法第7条の2第1項，第12条第1項及び第12条の2第1項による指導及び助言に関すること。 (3) 浄化槽法第7条の2第3項及び第12条の2第3項による措置命令に関すること。 (4) 浄化槽法第12条第2項による改善命令又は使用停止命令に関すること。 (5) 浄化槽法第53条第1項による報告の要求に関すること。
------------	---

別表第3 まち美化事務所長の項の次に次の1項を加える。

	(1) 所属職員の休暇，欠勤等の承認等に関すること。
--	----------------------------

まち美化事務 所次長	<ul style="list-style-type: none"> (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。 (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する こと。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除 く。 (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。 (5) 粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収に関するこ と。 (6) ホームページの作成に関すること。 (7) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関するこ と。
---------------	---

別表第3 農業指導所長及び京北農林事務所長の項中「農業指導所長及び京北農林事務所長」を「農業振興センター所長及び京北農林業振興センター所長」に改める。

別表第3 京都市立京北病院長及び桃陽病院長の項中「京都市立京北病院長及び桃陽病院長」を「桃陽病院長及び京都市立京北病院長」に改める。

別表第3 京都市立京北病院企業出納員の項を削る。

別表第3 家庭動物相談所長の項の次に次の1項を加える。

京都市立京北 病院企業出納 員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小切手の振出しに関すること。 (2) 物品の出納及び保管に関すること。 (3) 資金前渡又は概算払の精算に関すること。
-----------------------	---

別表第3 土木事務所長の項第9号中「舗装」を「整備」に、「支給決定、減額及び支給の取消し」を「交付決定、交付の取消し並びに交付予定額及び交付額の変更」に改め、同項の次に次の1項を加える。

	(1) 前項各号に掲げる事項に関すること。ただし、右京区役所
--	--------------------------------

西部土木事務所担当課長	<p>京北出張所の所管区域内におけるものに限る。</p> <p>(2) 京都市土木事務所長委任規則により土木事務所長に委任された事項に関する事。ただし、右京区役所京北出張所の所管区域内におけるものに限る。</p>
-------------	--

別表第3 みどり管理事務所副所長の項を次のように改める。

みどり管理事務所長	<p>(1) 1件5,000,000円以下の測量、地質調査及び設計委託の決定に関する事。</p> <p>(2) 1件3,000,000円以下の工事施行決定に関する事。</p> <p>(3) 直営工事の施行決定に関する事。</p> <p>(4) 直営工事に係る1件200,000円以下の原材料の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(5) 都市公園法第6条による占用許可及び京都市都市公園条例(次号において「条例」という。)第3条による許可に関する事。</p> <p>(6) 条例第6条による利用の禁止及び制限に関する事。</p> <p>(7) 都市公園台帳の作成に関する事。</p> <p>(8) 工事の着手及び一時中止命令に関する事。</p> <p>(9) 市有財産等の登記に関する事。</p> <p>(10) 土地の立入り又は一時使用に関する事。</p>
-----------	--

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

専 決 者	専 決 事 項
	<p>(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の休暇，欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし，職員団体及び労働組合の業務によるものについては，組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。</p> <p>(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関する事。</p> <p>(5) 所属部長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(6) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第7条による承認に関する事。</p> <p>(7) 審議会，審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関する事。</p> <p>(8) 行政財産の目的外使用の許可に関する事。</p> <p>(9) 普通財産の貸付けの決定及び契約に関する事。</p> <p>(10) 1件賃料月額1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(11) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関する事。</p>

- (12) 行政不服審査法による不服申立ての処理に関する事。ただし、法令により議会に諮問することを必要とするものを除く。
- (13) 審議会、審査会等に対する諮問に関する事。
- (14) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち重要なものに関する事。
- (15) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち重要なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なものに関する事。
- (16) 京都市自動車放置防止条例第9条による撤去命令に関する事。
- (17) 所管施設の供用日及び供用時間の臨時の変更に関する事。
- (18) 後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関する事。
- (19) 研究会、協議会その他関係団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関する事。
- (20) 刊行物の発行に関する事。
- (21) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る重要な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。
- (22) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る政策及び

重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

- (1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関すること。
- (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。
- (6) 1件賃料月額100,000円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関すること。
- (7) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (8) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。
- (9) 広告付きの物品の無償譲受け(広告料の支払を受ける場合を含む。)の決定及び契約に関すること。
- (10) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約並びにこれらに伴う経費の支出決

- 定に関する事。
- (11) 予防接種用接種液の調達決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (12) 児童福祉法，母子保健法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担医療に係る経費の支出決定に関する事。
- (13) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条による療養費の支給及びこれに伴う支出決定に関する事。
- (14) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療機関との委託契約に関する事。
- (15) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る治療研究費の支出決定に関する事。
- (16) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。
- (17) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。
- (18) 京都市自動車放置防止条例(次号において「条例」という。)第11条による廃自動車の認定に関する事。
- (19) 条例第12条による廃自動車の撤去及び処分に関する事。
- (20) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関する事。

	<p>(21) 告示及び公告の決定に関すること。</p> <p>(22) 市長祝辞，式辞，賞状等の作成に関すること。</p> <p>(23) 前各号に掲げる専決事項のほか，所管業務に係る事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(24) 前各号に掲げる専決事項のほか，所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
担 当 部 長	<p>(1) 担当事務に係る申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。</p> <p>(2) 担当事務に係る告示及び公告の決定に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げる専決事項のほか，担当事務に係る事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げる専決事項のほか，担当事務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
	<p>(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇，欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に</p>

- 関すること。
- (5) 1件50,000円以下の収入決定に関すること。
 - (6) 使用料, 手数料その他諸収入の減免に関すること。
 - (7) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
 - (8) 1件1,000,000円以下の建物, 設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
 - (9) 所管施設の使用に関すること。
 - (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条及び第37条の2による公費負担医療の決定(結核に係るものに限る。)に関すること。
 - (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収額の決定に関すること。
 - (12) 障害者自立支援法(以下この項において「法」という。)による介護給付費等の支給決定, 受給者証の交付及び支給決定の取消しに関すること。ただし, 精神障害者に関するものに限る。
 - (13) 法によるサービス利用計画作成費, 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給の決定に関すること。ただし, 精神障害者に関するものに限る。
 - (14) 法による地域生活支援事業(日常生活用具の給付又は貸与, 移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。)の実

	<p>施に関する事。ただし、精神障害者に関するものに限る。</p> <p>(15) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。</p> <p>(16) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。</p> <p>(17) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。</p> <p>(18) 軽易な刊行物の発行に関する事。</p> <p>(19) 負担の伴わない後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関する事。</p> <p>(20) 軽易な集会、行事、催物その他これらに類するものの開催の決定に関する事。</p> <p>(21) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。</p>
課長	<p>(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。</p>

- (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。
- (7) ホームページの作成に関すること。
- (8) 軽易な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。
- (9) 証明に関すること。

課長（衛生課長を除く。）

- (1) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関すること。
- (2) 使用料，手数料その他諸収入の徴収に関すること。
- (3) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。
- (4) 旅費の支出決定に関すること。
- (5) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。
- (6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。
- (7) 自動車重量税の支出決定に関すること。
- (8) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。
- (10) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で，電柱，水道管，ガスパ管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。

	<p>(11) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。</p> <p>(12) 軽易な公告の決定に関すること。</p>
<p>課長(保健センターに置く課長を除く。)</p>	<p>(1) この表に掲げる課長の専決事項のほか、所管業務に係る軽易又は定例的な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(2) この表に掲げる課長の専決事項のほか、所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
<p>担当課長</p>	<p>(1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。</p> <p>(6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。</p> <p>(7) 担当事務に係る証明に関すること。</p>
<p>担当課長(保健センターに)</p>	<p>(1) 担当事務に係る軽易な公告の決定に関すること。</p> <p>(2) この表に掲げる担当課長の専決事項のほか、担当事務に係る軽易又は定例的な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による</p>

置く担当課長 を除く。)	権限の行使に関する事 こと。 (3) この表に掲げる担当課長の専決事項のほか、担当事務に係 る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事 こと。
保健医療課長	(1) 母子保健法による療育医療の給付決定及びこれに要する費 用の支給決定に関する事 こと。
健康づくり推 進課長	(1) 日直及び宿直に関する事 こと。 (2) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定の変更に 関する事 こと。ただし、精神障害者に関するものに限る。
保健センター 支所長	(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事 こと。 (2) 所属職員の出張及び復命に関する事 こと。 (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する 事 こと。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除 く。 (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事 こと。 (5) 証明に関する事 こと。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)